<u>安田第**モータープール</u>

駐車場賃貸借契約書

枠 No.	**
借主	

駐車場賃貸借契約書

賃貸人、(有)安田モータープール(以下「甲」という)と

賃借人、_____(以下「乙」という)との間に

於いて、下記条項に従い、自動車保管場所(車庫)使用契約を締結する。

第 1条 本駐車場賃貸借契約所在地は,柏原市玉手町** 番地で、 甲の定める所定の場所、白線枠番号(**号)内を賃貸借契約 締結する。

尚、本駐車場賃貸借契約所在地は 〒582-0028 大阪府柏原市玉手町**番地 名称は、安田第**モータープールと言う。

- 第 2条 契約期間は、2年間とする。但し、期間満了の1カ月前までに「甲」に通知なき場合は、本契約は自動契約されるものとする。
- 第 3条 使用料金は,1ヶ月、金、**** 円也(消費税**%含む)と定め、「甲」 に支払う。

尚、使用料金は前払い(翌月分を月末に)にて支払う。

または、甲の自宅に持参する。

尚、甲は今後物価上昇、貨幣価値又は世間情勢等の変動によって 料金を改訂する事ができる。その場合、乙は甲の要求額に異議申し 立てを行う事無く応じる。

- 第 4条 甲は乙に対して契約車両(車両内の保管物件を含む)の天災火災, 盗難,接触事故及び人身事故等に対して,一切の責任を負わない。
- 第 5条 駐車できる車両は、一般乗用車で、契約した車両に限る。
- 第 6条 乙は「車庫証明」の交付を求めるとき時は、甲にその発行手数料として、金、******** 円(消費税**%含む)也を支払うものとする。

第 7条	乙が次の場合の一つでも該当した場合は、甲は催告をしないで直ちに解約することができる。この場合、乙は速やかに立退き、立退料、その他一切、乙は甲に対し、異議申立てを行わない。 1、 使用料金の支払いが1カ月以上滞納の場合。 2、 乙が駐車場所を転貸した時 3、 第5条の駐車場利用規定に違反したこと。 4、 その他この契約に違反した時。
第 8条	甲、乙は1カ月以前に予告すれば本契約を解約する事ができる。
	日本の上、励行する事を約し、本書2通作成して署名捺印 日本所持するものとする。
平成	年 月 日
賃貸人	
	(甲) 有限会社安田モータープール
	住所: 柏原市玉手町 ****
	電話: 072-977-2129
	署名: 代表取締役 ****** 印
賃借人(Z	7)
	住所:
	電話:
	<u>署名: </u>

契約車両番号